平成２２年（フ）第４１２９号
北海道北広島市大曲光２丁目４番地１
債務者　中鉢　照美（旧姓敦賀）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９号
北海道恵庭市下島松827番地
債務者　石井　龍生
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２号
札幌市厚別区厚別南１丁目16番26―306号
債務者　渡辺　夏枝（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０号
札幌市白石区本通４丁目北４番７号
債務者　小室　諄子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５号
札幌市北区新琴似６条17丁目３番12号　サンハイム101号
債務者　池内　理恵
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７号
札幌市白石区東札幌４条３丁目１番16―406号
債務者　徳田　佳子（旧姓村木）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０号
札幌市東区東苗穂12条１丁目８番10号
債務者　林　万理子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５１号
札幌市西区宮の沢１条５丁目19番１号　清水ハイツ208号
債務者　金谷　博久
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５６号
札幌市東区北18条東１丁目３―14　サンリバー広和206号、住民票上の住所札幌市東区東苗穂８条３丁目10番22号
債務者　西田　美穂（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６０号
札幌市南区石山１条１丁目８番23―301号
債務者　犬養　　明
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９５号
札幌市白石区中央１条６丁目13番12号
債務者　山田　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１１号
札幌市南区澄川４条５丁目12番18号　光マンション201
債務者　佐藤みさと
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２３号
札幌市西区発寒３条３丁目２番10号　コーポ竹澤Ｎｏ．４―201号
債務者　安部　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２６号
札幌市白石区菊水６条２丁目４番18―402号
債務者　安達ルミ子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３２号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地21　やすらぎの家
債務者　松本　和子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３８号
札幌市白石区本通16丁目南３番19号
債務者　遠藤祐嘉子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７７号
北海道千歳市花園７丁目２番８号
債務者　渡部　笑佳
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部